

教私第2919号  
平成30年11月13日

各学校法人理事長 様  
各私立小・中・高・中等教育学校長 様

大阪府教育庁私学課長

平成30年度大阪府私立高等学校等教育振興補助金に係る  
事業計画書の提出について（依頼）

標記について、下記により事業計画書を作成の上、関係資料を添えて提出してください。  
この事業計画書の提出後、事業の中止及び補助金額・内容の変更等が生じる場合は、速やかに下記担当までご連絡ください。

なお、大阪府私立高等学校等教育振興補助金は、事業費の2分の1が国庫となっています。したがって、文部科学省の要綱の改正内容によっては、対象事業や補助上限金額が変更になり、事業計画書の差替えを依頼する場合がありますが、ご了承ください。

記

- 1 対象事業 ①次世代を担う人材育成の促進  
及び ②次期学習指導要領に向けた取組の促進  
対象期間 ③教育相談体制の整備  
④職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進  
⑤健康・安全・食に関する教育の推進  
⑥特別支援教育に係る活動の充実  
⑦外部人材活用等の推進  
※ それぞれ平成30年4月1日から平成31年3月31日までの  
経費が対象。  
(参考として、各メニューの概要及び具体例を添付しています。)
  
- 2 提出書類 ・別紙1  
・様式第1号、第2号-1、2、3、4、5、6、7（該当する書式のみ。）  
・参考資料  
・教職員等一覧 処理区分変更一覧（平成30年11月12日付  
教私第2920号をご参照ください）  
様式は大阪府ホームページ『申請書等様式』に掲載しています。  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>  
※事業計画を提出しない場合は、その旨回答ください。（様式任意）

- 3 提出先 大阪府教育庁私学課小中高振興グループ  
〒540-8570 大阪市中央区大手前 3-1-43 大阪府新別館南館 10 階  
Mail: [shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp)  
※様式第 1 号、第 2 号-1、2、3、4、5、6、7 の提出にあたっては、原本の送付（持参）及びメール送信の両方をお願いします。  
※メール題名は「教育振興補助金事業計画\_〇〇学校」、添付ファイル名は「〇〇高等学校（中学校・小学校）.xls」としてください。
- 4 提出期限 平成 30 年 1 2 月 4 日（火）
- 5 補助金額 各学校からの申請額の合計が予算額を超える場合は、予算額の範囲内で補助金額を圧縮する場合があります。
- 6 留意事項
- (1) 別紙 1 の作成にあたり、複数校設置する学校法人の場合は、学校ごとに計画書を作成し、法人で取りまとめて提出してください。
  - (2) 様式第 1 号の作成については、黄色のセルに入力してください。その他のセルは自動計算されます。補助金額について、千円未満の端数は切り捨てされます。
  - (3) 様式第 1 号の作成については、総括の際に使用しますので、セルの挿入・削除・結合・並び替え、シートの削除・並び替え等の編集はしないで下さい。（文言が収まらない場合はセルを広げて作成してください。）
  - (4) 参考資料は、全て A 4 サイズで作成の上、提出ください。
  - (5) 学校が実施する取組が、補助対象事業（①～⑦）に 2 つ以上該当する場合は、最も関連性のある事業で計画してください。
  - (6) 1 つの事業を併設中学校と高等学校など 2 校以上で実施している場合は、経費を合理的に按分し、それぞれの学校の補助対象経費としてください。
  - (7) 補助事業の実施等に当たっては、大阪府補助金交付規則や大阪府私立高等学校等教育振興補助金交付要綱の条件を遵守してください。
- 〔 施設・設備整備における二者以上からの見積書の取得、契約書又は請書の作成や補助金施設・設備管理簿への記録 など 〕
- (8) 平成 26・27・28 年度事業において、経費が生徒会や P T A 等の会計から支出されている事案がありました。学校法人会計の支出がない場合は、補助対象経費に含めることはできません。

## 【記入要領】

- ・事業計画書の提出後、事業の内容等に変更が生じる場合は、事前に必ずご連絡ください。
- ・補助対象経費の1/2が補助申請額となりますが、補助申請額の上限は、補助対象事業①は90万円、②⑥は56万円、③⑦は60万円、④⑤は30万円です。したがって、補助対象経費が補助対象事業①については180万円、②⑥については112万円、③⑦については120万円、④⑤については60万円を超える場合は、それぞれの上限額での申請及び参考書類の提出で構いません。
- ・補助対象経費が20万円未満のものは補助対象とはなりません。
- ・支払済額には、事業計画書作成日時時点で支払い済みの補助対象経費を記入し、記入した金額に係る領収書や給与明細書等を添付してください。
- ・支払予定額には、事業計画書作成日時時点で支払いが終了していないものについて、予定している事業の補助対象経費を記入し、その事業の内容と経費の内訳（計画書、案内文、昨年度の給与明細書等）を添付してください。
- ・支払済額が補助申請額の上限を超える場合、支払予定額の記載及び添付資料の提出は不要です。

大阪府教育庁私学課 小中高振興グループ 尾崎 電話 06-6210-9274 FAX 06-6210-9276
--